

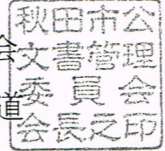


公文委第8号

平成25年12月25日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市公文書管理委員会
会長 池村 好道



秋田市公文書管理条例に基づく規則等の設定について（答申）

平成25年7月11日付け文法第55号で諮問のありました下記の事項について、当委員会において調査審議を行った結果、意見等を付して、これを適当と認めます。

記

1 諮問事項

- (1) 秋田市公文書管理条例施行規則(仮称)の設定
- (2) 秋田市特定歴史公文書等利用規則(仮称)の設定
- (3) 各実施機関の公文書管理規程の設定
- (4) その他適正な公文書等の管理等に必要な定めの設定

ア 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）に基づく
利用請求に対する処分に係る審査基準（仮称）の設定

イ 秋田市公文書管理条例附則第3項および第4項に規定する市長
が別に定める期間の設定

2 意見等

- (1) 公文書の適正な管理ならびに特定歴史公文書等の適切な保存および利用等について、職員研修の充実に努めること。
- (2) 特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、市民等への十分な周知や適切な情報提供などに努めること。

